

令和7年5月16日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。

記

1. 件 名

防衛施設建設工事電子入札システム改修業務

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3. 応募条件

- (1) 建設CALS(防衛施設建設工事電子入札システム)の電子計算機等借上(賃貸借)の知識を有し、かつ、電子入札業務ソフトウェアと電子入札コアシステム間でソフトウェアコンポーネントが相互に情報等をやり取りするためのインターフェース(API)仕様・設定等の知識を有していること。(過去の実績における、官公庁において、公共工事の電子入札業務に係るシステムの改修又は公共工事の電子入札業務に係るシステムの運用支援保守業務を実行したことが証明できる契約書類等の写しの提出)

4. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、仕様書3.2(1)ア～エに定める本役務の実施体制並びに仕様書5.1(7)ア～ウまでに定める情報保全に係る履行体制に関する資料(詳細は別に示す)を令和7年5月30日(金)の18:00までに提出しなければならない。
- (2) 問い合わせ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111(代)
ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について
防衛省大臣官房会計課契約係 松井 内線20814 (庁舎A棟10階)
Email matsuiryo@ext.mod.go.jp
イ 応募条件について
防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20816 (庁舎A棟10階)
Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

7. その他

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

防衛施設建設工事電子入札システム改修業務の
実施体制並びに情報保全に係る履行体制に関する資料について

仕様書 3.2 (1) ア～エに定める本役務の実施体制並びに仕様書 5.1 (7) ア～ウに定める情報保全に係る履行体制に関する資料については以下のとおりとする。

○本役務の実施体制に関する資料

- ① 業務従事者リスト及び次に示す履歴資料
- ② 業務従事者に係る履歴資料は、任意の書式により次の内容を記載する。
各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）

○情報保全に係る履行体制に関する資料は、次を標準とする。

- ① 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、秘密等及び保護すべき情報等（保護すべき情報については、情報セキュリティ通達第5項4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われる場合は、代表者、役員、管理職員等であっても、取り扱いを制限された情報には接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則（締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則）の写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）
- ② 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者（③において「親会社等」という。）の一覧及び契約相手方との資本又は契約（名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。）関係図
- ③ 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）

仕様書			
件名	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務	作成年月日	令和7年4月28日
		作成課	整備計画局建設制度官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛施設建設工事電子入札システム（以下、「本システム」という。）の改修業務（以下、「本役務」という。）において規定する。

1.2 用語の定義

(1) 電子入札システム

防衛省が発注する防衛施設建設工事において、入札手続をインターネット上で行うためのシステムをいう。

(2) 電子入札システム利用企業

電子入札システムを利用する企業をいう。

1.3 引用文書等

本仕様書における引用文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部をなすものであり、引用文書に定める項目が本仕様書と相違する場合は、本仕様書を優先する。なお、引用文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

(1) 引用文書

- ア 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務 成果品（平成29年度 調達番号：情-I-014）
- イ 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務 成果品（平成30年度 調達番号：情-I-018）
- ウ 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務 成果品（平成31年度 調達番号：情-I-021）
- エ 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務 成果品（令和2年度 調達番号：情-I-017）
- オ 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務（その2） 成果品（令和2年度 調達番号：情-KI-006）
- カ 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務 成果品（令和3年度 調達番号：情-I-007）
- キ 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務（その2） 成果品（令和3年度 調達番号：情-I-025）
- ク 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務 成果品（令和4年度 調達番号：情-I-024）

- ケ 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務(その2) 成果品(令和4年度 調達番号:情-I-035)
- コ 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務 成果品(令和5年度 調達番号:情-I-012)
- サ 防衛施設建設工事電子入札システム改修業務 成果品(令和6年度 調達番号:情-I-34)

(2) 法令規則類

- ア 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。)
 - イ 著作権法(昭和45年法律第48号)
 - ウ 情報システムに係る調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)(防装庁(事)第3号。31.1.9)
 - エ 情報システムに係る調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための細部事項について(通知)(装プ武第188号。31.1.9)
 - オ IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)(装管調第807号。令和3年1月21日)
 - カ IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応への対応に関する事務処理要領について(通知)(装管調第808号。令和3年1月21日)
 - キ 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)
 - ク 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)(防運情第9248号。19.9.20)
 - ケ 情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について(通知)(運情第9249号。19.9.20)
 - コ 建設CALSの利用及び管理等に関する要領について(通知)(防整施第1284号。令和7年2月28日)
 - サ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
 - シ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月28日閣議決定)
- (3) その他
- ア 電子入札コアシステム Ver6.0 (JACIC版)
 - イ 入札説明書等ダウンロードシステム(防衛施設建設工事カスタマイズ版)

1.4 一般事項

- (1) 契約相手方は、本業務の履行にあたり、業務の意図及び目的を十分に理解した上で、本仕様書の各要件を満足させなければならない。
- (2) 契約相手方は、本業務で利用するパソコン等については、ウイルス対策ソフトのウイルス定義体を最新に維持したものを利用することとし、ファイル交換ソフト(インターネットを通じてファイルを不特定多数の者と共有することを目的と

したソフトウェア等をいう。)をインストールしないこと。また、本業務の実施に関し、役員等が個人で所有しているパソコン等を使用してはならない。なお、第三者に従事させる場合も同様とする。

2 調達案件の概要

2.1 調達の背景

本システムは平成16年から運用を開始している、電子入札システムの機能の改善及び安定稼働を目的として、本業務を調達するものである。

2.2 本システムの目的及び期待する効果

本システムを運用することで、国民に対する公共事業発注機関の入札情報の一元的提供、入札参加者に対する入札説明書等の電子提供を行う電子入札の実施及び工事情報等の管理業務を実現し、安定的な維持及び管理等を行うことを目的とし、入札業務における利用者及び官側の作業負担を低減することにより、更なる入札参加者の増加と入札の公平性、競争性の確保が期待される。

2.3 システムの概要

電子入札システムは、入札参加者と発注者の間で、インターネットを經由して入札書等のデータをやりとりすることにより入札業務を行うシステムである。本システムの導入は、業務の効率化、利便性及び透明性の確保はもちろんのこと入札業者の参加しやすい環境を整え、入札参加意欲の促進化を図ることになる。本システムは、防衛施設建設工事等の入札業務を行う各地方防衛局の契約課等で使用されている。

本システムの構成機能は次のとおり。

a) 電子入札システム [メインシステム]

- ・電子目安箱機能
- ・日時閲覧機能
- ・月次閲覧機能
- ・ヘルプデスク WEB 機能
- ・ヘルプデスク運用支援機能
- ・入札情報サービス連携機能
- ・各サブシステム連携機能

b) 契約事務支援システム (KJSS) [サブシステム]

- ・有資格者取込機能
- ・地方防衛局送付用データ抽出機能
- ・コンサル有資格者データ抽出機能
- ・工事有資格者データ抽出機能
- ・全データダウンロード機能
- ・電子入札システム連携用業者データ抽出機能

- c) 入札説明書等ダウンロードシステム [サブシステム]
- d) 文書共有システム (PROCENTER) [サブシステム]

また、本システムの概要図は図1のとおり。

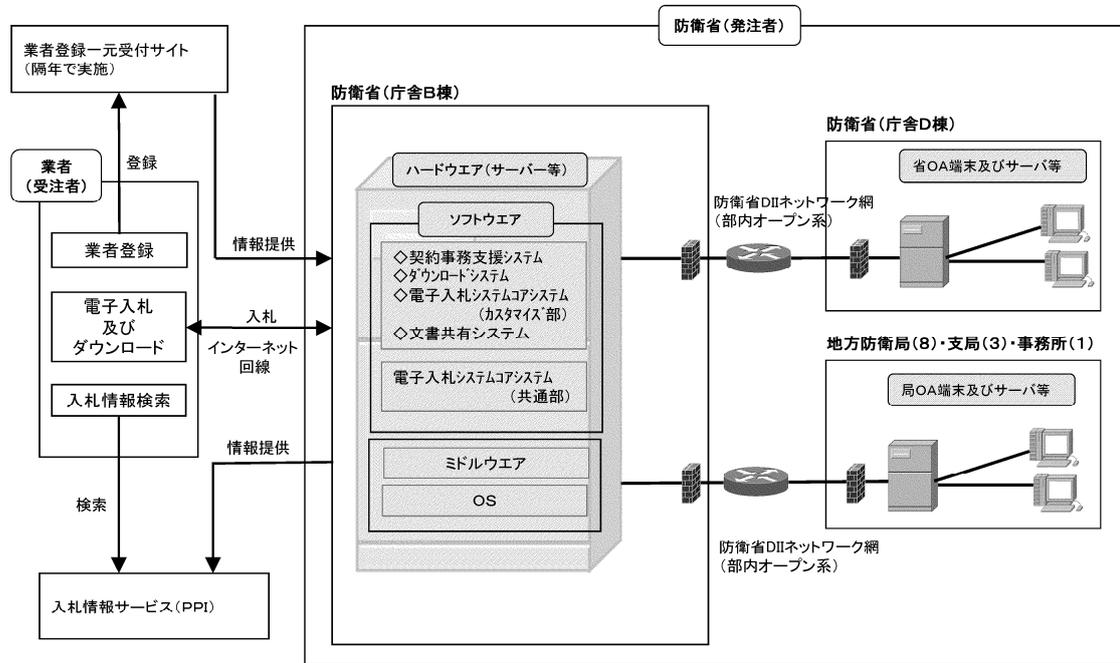


図1. システム概要図

2.4 本業務期間

契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

2.5 作業の内容

2.5.1 システムの改修内容

(1) 契約事務支援システムの改修

契約事務支援システムについて、下記の改修を行うこと。

- ・契約事務支援システムにて使用している JDK を OpenJDK へ移行を行うこと。
- ・移行に伴い、契約事務支援システムが正常に動作するようプログラムを改修すること。

なお採用する OpenJDK の選定及びアップグレード先のバージョンについては、契約時の状況を考慮し本件契約後に官側と別途協議を行うこと。

(2) 電子入札コアシステムのセキュリティ向上モジュール適用に伴う改修

電子入札コアシステムより提供されるセキュリティ向上モジュールの適用を行うこと。

合わせて、カスタマイズ部のセキュリティ向上のため電子入札コアシステムより

提供される仕様を参考としてプログラム改修を行うこと。

(3) J D K 8 の有償サポート

本システムの下記のサブシステムに J D K 8 の脆弱性対応に伴うパッチ等の配信を行うこと。

- ・電子入札システム（カスタマイズ部）
- ・契約事務支援システム（K J S S）
- ・文書共有システム（P R O C E N T E R）

2.5.2 システム改修手順

システム改修に当たっての改修手順は、表 1 のとおりとする。

表 1 システム改修手順

手順	作業項目	作業内容
1	要求分析及びシステム設計	改修内容に関する現状を調査するとともに、システムの改修に関して考慮すべき事項を明確にし、システム設計を行い、改修基本設計書を作成する。
2	プログラム設計	改修基本設計書に基づきプログラム設計を行い、改修詳細設計書を追録改訂する。
3	プログラム改修	改修詳細設計書に基づき、プログラムを改修する。
4	システム試験	改修基本設計書及び改修詳細設計書に基づき、システム試験計画書を作成した上、システム試験を行う。

2.5.3 システム試験

システム試験は、以下のとおり実施するものとし、試験結果は、システム試験結果報告書に取りまとめ提出し、官側の確認を得ること。なお、本運用環境に影響を与えないよう模擬環境を準備した上でシステム試験を実施するものとする。

(1) システム試験項目

- ア 正常動作確認（単体試験、結合試験）
- イ 既存機能の正常動作確認（総合試験）
- ウ サブシステム間における連携機能の正常動作確認（システム間連携試験）

2.5.4 注意事項

- (1) 改修作業に当たっては、既存業務機能のアクセス管理・データベース管理・運用管

理の整合性を確保するとともに操作性を損ねてはならない。

- (2) 各作業項目に当たっては、電子入札システム、関連サブシステム及び外部関連システム（入札情報サービス）との関連性を考慮した上で、インターフェース及び帳票等への影響調査を行うこと。調査の結果、運用に支障がある場合は、これら当該システムに対する改修を行うこと。

2.6 提出書類等

2.6.1 提出書類

契約相手方は、表2に示す提出書類を官側に提出するものとし、電子媒体による納品については、契約相手方が用意するDVD-R等によりMicrosoft Word、Excel又はPowerPointで閲覧、編集、保存ができるファイル形式で納品すること。

表2 提出書類

番号	書類名	媒体	数量	提出時期	提出場所
1	プロジェクト実行計画書	電子媒体	1式	契約後速やかに	整備計画局 建設制度官
2	議事録	電子媒体	1式	都度	
3	作業員名簿	電子媒体	1式	契約後速やかに	
4	基本設計書	電子媒体	1式		
5	システム試験計画書	電子媒体	1式		

※ 電子媒体は、書換不可のCD-R又はDVD-Rを使用するものとする。

2.6.2 納入品

契約相手方は、表3に示す納入品について官側の検査を受けなければならない。電子媒体による納品については、契約相手方が用意するDVD-R等によりMicrosoft Word、Excel又はPowerPointで閲覧、編集、保存ができるファイル形式で納品すること。

表3 納入品

番号	書類名	媒体	数量	提出場所
1	詳細設計書	電子媒体	1式	整備計画局建設制度官
2	システム試験結果報告書	電子媒体	1式	
3	操作等手順書	電子媒体	1式	
4	プログラム	電子媒体	1式	

※ 電子媒体は、書換不可のCD-R又はDVD-Rを使用するものとする。

2.6.3 貸付品

契約相手方は、表4に示す貸付品について、貸与をうけることができるものとする。その他、役務の実施に必要なものがある場合は、官側と協議するものとする。

表4 貸付品

番号	書類名	数量	調整先
1	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（29年度）	1	整備計画局建設制度官
2	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（30年度）	1	
3	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（31年度）	1	
4	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（令和2年度）	1	
5	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（その2） （令和2年度）	1	
6	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（令和3年度）	1	
7	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（その2） （令和3年度）	1	
8	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（令和4年度）	1	
9	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（その2） （令和4年度）	1	
10	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（令和5年度）	1	
11	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務成果品（令和6年度）	1	

※1 貸付、返却場所及び貸付期間は官側との調整による。

3 プロジェクト管理

3.1 プロジェクト実行計画書の作成

契約相手方は、業務を実施するに当たり、本契約締結後速やかに、以下の内容を含むプロジェクト実行計画書を作成し、官の確認を受けること。なお、プロジェクト実行計画書作成にあたっては関連事業との整合を図るものとする。

また、プロジェクト実行計画書で定める管理項目及び管理手法に従って、プロジェクトの進捗、課題管理及び品質管理状況等について毎月、官に対し報告を行うこと。

- (1) プロジェクトの概要（目的・目標、範囲）
- (2) プロジェクト実施体制
- (3) コミュニケーション管理（会議体、議事録管理等）
- (4) 全体スケジュール
- (5) 工程管理（WBS等）
- (6) 品質管理（品質基準等）
- (7) リスク管理
- (8) 課題管理
- (9) システム構成管理
- (10) 変更管理
- (11) 情報セキュリティ対策（システム導入作業における情報漏えい対策等）

プロジェクトの進捗の遅れや重要な課題が発生した場合は、速やかに官に報告し、対応方針について協議すること。

3.2 作業実施体制

本業務を実施するための役員は、統括役員及びシステムエンジニア（以下「システムエンジニア等」という。）とし、契約相手方は、本業務を実施するために必要な人員について体制を整備すること。

(1) 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

ア 日本国籍を有していること。

イ 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「役員」という。）を確保すること。

ウ 上記イの役員が履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

エ 上記イの役員が他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

(2) 役員の内、統括役員は過去5年以内に各府省電子入札システムにおけるシステム改修の役務を1件以上実施した経験を有すること。

(3) 役員の選定・変更については、次のとおり実施するものとする。

ア 契約後速やかに本役務に適する役員を選定し、名簿を契約締結後速やかに官側に提出するものとする。

イ 本役務期間中、役員を変更する場合においても、本役務に適する役員を選定し、名簿を変更後速やかに官側に提出するものとする。

4 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

5 その他

5.1 情報の保全

情報の保全は次による。

(1) 業務関係書類の作成を行うパソコンについては、本システムで取り扱う情報の流出について万全を期すために、ウイルス対策及びファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用するとともに、不正なネット接続を監視するなど対策を講じること。

(2) 契約相手方は、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための細部事項について（通知）、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務

の調達におけるサプライチェーンリスクへの対応について（通知）及びIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーンリスクへの対応への対応に関する事務処理要領について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

- (3) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要なであると官が承認した場合を除き、情報を省外に持ち出してはならない。
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、速やかに官側に報告すること。保護すべき情報の取扱いについては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）に基づき適切に管理するものとする。本業務及び本省に係る固有のデータ・情報等については、原則として保護情報とする。保護情報の例は表5のとおりである。
- (5) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物（寄託品を含む。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。
- (6) 契約相手方は、防衛省の情報保証に関する訓令に基づき資料等の取扱いにおいて細心の注意をもって行うものとし、本役務の履行上、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本役務の履行終了後においても同様とする。
- (7) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
 - ア 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
 - イ 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
 - ウ 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

表5 保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	ネットワーク・システム情報	I Pアドレス及びネットワーク構成図	官側との調整時、提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らか又は類推される場合には保護の対象とする。

5.2 官側の支援

本件の履行に当たって、次の事項について官側の支援を必要とする場合には官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- (1) 官側の保有する資料などの閲覧に関する事項
- (2) 官側の保有する施設、設備、機器の使用及び操作に関する事項
- (3) その他、契約相手方が契約履行上必要とし、官側と協議の上、官側が必要と認めた事項

5.3 届出

契約相手方が第三者を従事させる場合は、所要の届出等を実施するものとする。

5.4 知的財産権の帰属

本業務の成果物及び類似の派生物（企画等の構想も含む。）における一切の著作権及び所有権は、官側に帰属するものとする。

(1) 著作権

- ア 契約相手方は、本業務の成果物に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを官に無償で譲渡するものとする。
- イ 契約相手方は、官が承認した場合を除き、本業務の成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- ウ 上項ア及びイにかかわらず、本業務の成果物に契約相手方が既に著作権を保有しているものを含む場合は、契約相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約相手方に帰属する。
- エ 本業務の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- オ 本業務の成果物等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、官側は当該紛争の事

実を知ったときは、契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。

(2) 権利義務の帰属等

- ア 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、契約相手方は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- イ 契約相手方は、本業務の実施状況を第三者に提供し、又は公表しようとする場合は、あらかじめ、官の承認を受けなければならない。
- ウ 省内実施場所内で生成した情報は、官側の所有に属するものとする。

5.5 仕様書の疑義

契約相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに官側と協議するものとする。

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	整備計画局建設制度官
	作成年月	令和7年4月28日
品名	防衛施設建設工事電子入札システム改修業務	
仕様書番号		

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
ネットワーク・システム情報	IPアドレス及びネットワーク構成図	官側との調整時、提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	—

3 特記事項